



須賀川市食料品等価格高騰対策給付金（デジタル
ギフト）について

令和 8年 4月24日

<問い合わせ先>

担当：食料品等価格高騰対策室

（生活環境課内）服部

直通電話：0248-75-5688

（生活環境課：0248-88-9128）

Eメール：

seikatu@city.sukagawa.lg.jp

報道機関各位

このことについて、市では食料品等の価格高騰による家計負担を軽減するため、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用し、19歳から69歳までの市民を対象に、デジタルギフト等による一人あたり5千円を給付する事業を実施いたしますので、記事掲載のほど、よろしく願いいたします。

詳細については別添のとおり。

【食料品等価格高騰対策事業の概要】

1 対象者

令和 8 年 3 月 1 日時点で本市住民基本台帳に登録されている、昭和 31 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までに生まれた方

2 給付額

対象者一人あたり 5 千円

※デジタルギフトによる受け取りの場合は 5 千円相当

3 給付内容

デジタルギフトまたは口座振込のいずれかの受け取り方法の選択が可能。

・ デジタルギフトの場合【受取期限：令和 8 年 7 月 31 日（金）まで】

スマートフォンを利用し、世帯主宛てにお送りした案内書面に記載されている「二次元コード（QR コード）」から ID、パスワードを入力し、「電子マネー・電子クーポン」あるいは「セブン銀行 ATM 現金受け取り」のいずれかの方法を選択し、交換手続きを行います。

・ 口座振込の場合【提出期限：令和 8 年 10 月 30 日（金）必着】

案内書面に添付してある口座振込依頼書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、同封の返信用封筒を用いて市に提出することで、指定の口座に振込を行います。なお、口座振込での受け取りは、デジタルギフトの受け取り期間終了後の 8 月以降となります。

4 案内書面等の発送について

対象世帯主宛てに令和 8 年 4 月 24 日に発送いたします。

5 その他

上記のほか、70 歳以上の全ての市民を対象として、市内の店舗等で使用できる 1 万円相当の「高齢者生活応援商品券」を 4 月 11 日から下旬にかけて順次発送しております。